

伊勢原市地域集会所等設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、単位自治会の健全な発展と円滑な運営を図り、もって住民の福祉を増進するため、地域集会所等の設置に要する経費に対し、予算の範囲内において伊勢原市地域集会所等設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 単位自治会 地域の主体的住民自治組織として市長が認める自治会をいう。
- (2) 地域集会所等 単位自治会が所有し、又は借り受けて管理運営し、単位自治会の用に供している建物並びに単位自治会の利用に供する附属建物及び工作物をいう。
- (3) 新築 新たに地域集会所等を建築し、又は既存の地域集会所等の全部を取り壊して新しく建てること、並びに地域集会所等として建物を購入することをいう。
- (4) 増改築 既存の地域集会所等の床面積を増加させ、又は地域集会所等の一部を取り壊して、これを建て直すことをいう。
- (5) 補修 地域集会所等の一部が痛み機能が低下したものを修繕又は機能を高めるために新しい設備等を取り付けて機能の増加を図ることをいう。
- (6) 借地料 地域集会所等の設置のために借り受けた土地の賃料をいう。
- (7) 借家料 建物を借り受けて地域集会所等を設置したときの借り受けた建物の賃料をいう。

(補助金の額等)

第3条 市長は、単位自治会に対し地域集会所等の設置に要する経費について、次に定めるところにより補助金を交付する。ただし、土地の取得費、造成費、設計費及び建築確認申請手数料は、除くものとする。

- (1) 新築 工事費の60パーセント以内とし、1,200万円を限度とする。
 - (2) 増改築 工事費の60パーセント以内とし、600万円を限度とする。
 - (3) 補修 工事費が10万円以上のものについて工事費の60パーセント以内とし、400万円を限度とする。
 - (4) 借地料 固定資産税等相当額の100分の120以内とする。ただし、借地料がこの金額に満たない場合には、当該借地料の額とする。
 - (5) 借家料 固定資産税等相当額の100分の120以内とする。ただし、借家料がこの金額に満たない場合には、当該借家料の額とする。
- 2 前項に規定する補助金のうち、単位自治会の利用に供する附属建物及び工作物に関する補助金は、当該附属建物及び工作物が地域集会所と同一敷地内にある場合に交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市長は、地域集会所等の敷地が災害による被害を受けたとき、又は災害を未然に防止する必要があると認めるときは、当該敷地に係る造成工事、擁壁工事等に関し補助金を交付することができる。この場合における補助金の額は、工

事費の60パーセント以内とし、200万円を限度とする。

4 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項及び第3項に定める補助金の額を引き上げることができる。

5 補助金は、千円未満切捨てとする。

(交付の要望)

第4条 補助金の交付を要望しようとする者は、伊勢原市地域集会所等設置補助金交付要望書(第1号様式)を、補助金の交付を受けようとする年度の前年度の9月末日までに市長に提出しなければならない。

(内定通知)

第5条 市長は、前条の規定による補助金の交付の要望があったときは、単位自治会の活動内容等を審査し、必要に応じて実態調査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の予算措置を行い、当該予算の議決後その旨を伊勢原市地域集会所等設置補助金内定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(交付の申請)

第6条 前条第2項の規定により内定通知を受けた者は、伊勢原市地域集会所等設置補助金交付(変更交付)申請書(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 新築、増改築及び補修の場合

ア 事業計画書

イ 収支予算書

ウ 契約書の写し又は見積書の写し

(2) 借地料及び借家料の場合

ア 借地料・借家料状況調書

イ 収支予算書

ウ 賃貸借契約書の写し又は使用を承諾した書類の写し

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果、補助金を交付すべきものと決定したときは、伊勢原市地域集会所等設置補助金交付決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(着手又は完成)

第8条 単位自治会は、第6条第1号の補助事業を着手したときは、伊勢原市地域集会所等設置補助金事業着手届(第5号様式)を、事業が完成したときは、伊勢原市地域集会所等設置補助金事業完成届(第6号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。

(変更交付の申請)

第9条 第7条の通知を受けた者が、補助金の交付申請額を変更しようとする場合は、伊勢原市地域集会所等設置補助金交付(変更交付)申請書(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業変更計画書

(2) 収支変更予算書

(変更交付の決定)

第10条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果、交付する補助金額を変更すべきものと決定したときは、伊勢原市地域集会所等設置補助金変更交付決定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

(変更の承認)

第11条 規則第6条の規定により補助金の交付決定を受けた事業（以下「交付決定事業」という。）の内容若しくは経費の配分の変更（次条に定める軽微な変更を除く。）又は中止若しくは廃止をしようとする場合は、伊勢原市地域集会所等設置補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書（第8号様式）に変更の理由又は中止若しくは廃止の理由等を記載し、関係資料を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、伊勢原市地域集会所等設置補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書が提出され、審査等の結果、変更又は中止若しくは廃止すべきものと決定したときは、伊勢原市地域集会所等設置補助金変更（中止・廃止）承認決定通知書（第9号様式）により通知するものとする。

(軽微な変更)

第12条 規則第7条第1項第1号の軽微な変更は、交付決定の基礎となった事業費の10%以下の額のものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第13条 規則第9条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から10日を経過した日までとする。

(補助金の交付)

第14条 補助金は、補助事業等が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、伊勢原市地域集会所等設置補助金交付請求書（第10号様式）に伊勢原市地域集会所等設置補助金交付決定通知書又は伊勢原市地域集会所等設置補助金変更交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第15条 規則第14条の規定による実績報告は、伊勢原市地域集会所等設置補助金実績報告書（第11号様式）により、次の各号に掲げる書類を添えて当該補助事業等の完了の日から30日を経過した日又は当該年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(1) 新築、増改築及び補修の場合

ア 事業成果報告書（領収書の写し又は請求書の写し、経過写真）

イ 収支決算書（見込み）

(2) 借地料及び借家料の場合

ア 事業成果報告書（領収書の写し）

イ 収支決算書（見込み）

(補助金額の確定)

第16条 市長は、伊勢原市地域集会所等設置補助金実績報告書が提出され、規則第15条の規定に基づいて補助金の確定を行った結果、第7条の交付決定の額（第10条の変更交付決定を行った場合は、その額）と確定額が相違する場合は、伊勢原市地域集会所等設置補助金確定通知書（第12号様式）により通知するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に提出されている伊勢原市補助金等の交付規則の一部を改正する規則（平成12年伊勢原市規則第32号）による改正前の規則（以下「旧規則」という。）に定める様式による交付申請書等は、この告示に規定する交付申請書等とみなす。

3 この告示の施行の際現に存する旧規則に定める様式による交付申請書等の用紙は、当分の間、必要な修正をした上で使用することができる。

附 則（令和3年5月6日告示第119号）

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

年度伊勢原市地域集会所等設置補助金交付要望書

年 月 日

伊勢原市長 殿

代表者住所

自治会名

代表者氏名

年度において、伊勢原市地域集会所等設置補助金の交付を要望します。

交付要望額

千円

（注）予算案及び事業計画案等を添付してください。

第2号様式（第5条関係）

年度伊勢原市地域集会所等設置補助金内定通知書

年 月 日

様

伊勢原市長



年 月 日付けで要望のありました伊勢原市地域集会所等設置補助金の交付については、次のとおり交付する予定ですので、年 月 日までに伊勢原市地域集会所等設置補助金交付申請書を提出されるよう通知します。

交付予定額

千円

（事務担当は、 ）

第3号様式（第6条、第9条関係）

年度伊勢原市地域集会所等設置補助金交付（変更交付）申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

代表者住所

自治会名
代表者氏名

年度伊勢原市地域集会所等設置補助金の交付（変更交付）を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

交付申請額 千円

（注） 事業計画書及び収支予算書等を添付してください。

第4号様式（第7条関係）

伊勢原市指令第 号

年度伊勢原市地域集会所等設置補助金交付決定通知書

代表者住所

自治会名
代表者氏名

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市地域集会所等設置補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長

印

1 補助金交付決定額 千円

2 交 付 条 件

（事務担当は、 ）

第5号様式（第8条関係）

年度伊勢原市地域集会所等設置補助金事業着手届

年 月 日	
伊勢原市長 殿	
代表者住所	

自治会名	
代表者氏名	

次のとおり届け出します。	
事業の名称	
施行場所	
施行业者名	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
事業着手年月日	年 月 日
事業完成予定年月日	年 月 日

第6号様式（第8条関係）

年度伊勢原市地域集会所等設置補助金事業完成届

年 月 日	
伊勢原市長 殿	
代表者住所 _____	
自治会名 代表者氏名 _____	
次のとおり届け出します。	
事業の名称	
施行場所	
施行业者名	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日
事業完成年月日	年 月 日

第7号様式（第10条関係）

伊勢原市指令第 号

年度伊勢原市地域集会所等設置補助金変更交付決定通知書

代表者住所

自治会名
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました変更交付申請書の内容を審査
しました結果、次のとおり変更交付決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長

印

1 変更交付決定額 千円
(変更前の交付決定額 千円)

2 交 付 条 件

(事務担当は、)

第8号様式（第11条関係）

年度伊勢原市地域集会所等設置補助金交付決定事業変更
（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

代表者住所

自治会名

代表者氏名

次のとおり伊勢原市地域集会所等設置補助金交付決定事業の変更（中止・廃止）について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容
（変更前）

（変更後）

2 変更の理由

第9号様式（第11条関係）

伊勢原市指令第 号

年度伊勢原市地域集会所等設置補助金変更（中止・廃止）
承認決定通知書

代表者住所

自治会名
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました変更（中止・廃止）申請書の
内容を審査しました結果、次のとおり承認しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長

印

変更（中止・廃止）の内容

（事務担当は、 ）

第10号様式（第14条関係）

年度伊勢原市地域集会所等設置補助金交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

代表者住所

自治会名
代表者氏名

印

交付決定のありました伊勢原市地域集会所等設置補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて請求します。

- | | | |
|---|---------|----|
| 1 | 交付決定通知額 | 千円 |
| 2 | 既交付額 | 千円 |
| 3 | 今回交付請求額 | 千円 |
| 4 | 未交付額 | 千円 |

5 添付書類

- 伊勢原市地域集会所等設置補助金交付決定通知書の写し
伊勢原市地域集会所等設置補助金変更交付決定通知書の写し
(注) 上記のいずれかにレ印を付けてください。

第 1 1 号様式（第 1 5 条関係）

年度伊勢原市地域集会所等設置補助金実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

代表者住所

自治会名
代表者氏名

年度伊勢原市地域集会所等設置補助金に係る実績を次のとおり報告
します。

交付決定額	千円
実績額	千円
不用額	千円

（注） 事業成果報告書及び収支決算書（見込み）を添付してください。

第12号様式（第16条関係）

伊勢原市指令第 号

年度伊勢原市地域集会所等設置補助金確定通知書

代表者住所

自治会名
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました実績報告書を審査しました結果、次のとおり確定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長

印

- | | |
|------------------|----|
| 1 補助金交付（変更交付）決定額 | 千円 |
| 2 補助金確定額 | 千円 |

（事務担当は、 ）